



賀正

議会だより

やかげ YAKAGE



※ 猿田彦命 (さるたじのみこと) ※
天孫降臨のおり天の八衢(やちまた)に立ち葦原中国(あしはらのなかつくに)への道を照したもうた国津神で「導きの神」とも称されています。
コロナ禍にすぎんだ我が国・我が町を明るく豊かな令和三年へとお導き戴きたいと心から願います。『東西南北にミサキは無し!』

とびくす

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| ◎議会新年あいさつ — 議員の抱負 — … P2 | ◎議会秩序保持特別委員会報告ほか … P14 |
| ◎第4回臨時会、第4回定例会報告 … P3 | ◎常任委員会活動報告(産業福祉・総務文教) … P16 |
| ◎町政あれこれ聞きました! 一般質問〈7名〉 … P6 | ◎公職選挙法改正～選挙公営拡大～ … P17 |
| ◎議会傍聴見聞録～議事堂から～ … P13 | ◎DMO理事との意見交換会【後編】 … P18 |

謹賀新年

コロナ禍に対応する新しい生活様式で“まちづくり”
明るく豊かな住みやすい町の実現に向けて取り組む!



— 令和3年、機能する議会を目指して… 議員の抱負 —



今年も住みよい町作りに力を注いで行くことと気持ちを持ち直し、外部の圧力に屈せず、町民の声が届く議会にしたいと思っております。力を合わせ、住んでよし、訪れてよしの町を目指しましょう。



副議長
矢掛町議会
川上 淳司

今年も住みよい町作りに力を注いで行くことと気持ちを持ち直し、外部の圧力に屈せず、町民の声が届く議会にしたいと思っております。力を合わせ、住んでよし、訪れてよしの町を目指しましょう。



議長
矢掛町議会
土田 正雄



石井 信行

今年も住みよい町作りに力を注いで行くことと気持ちを持ち直し、外部の圧力に屈せず、町民の声が届く議会にしたいと思っております。力を合わせ、住んでよし、訪れてよしの町を目指しましょう。



山部多喜夫

今年も住みよい町作りに力を注いで行くことと気持ちを持ち直し、外部の圧力に屈せず、町民の声が届く議会にしたいと思っております。力を合わせ、住んでよし、訪れてよしの町を目指しましょう。



花川 大志

今年も住みよい町作りに力を注いで行くことと気持ちを持ち直し、外部の圧力に屈せず、町民の声が届く議会にしたいと思っております。力を合わせ、住んでよし、訪れてよしの町を目指しましょう。



浅野 毅

今年も住みよい町作りに力を注いで行くことと気持ちを持ち直し、外部の圧力に屈せず、町民の声が届く議会にしたいと思っております。力を合わせ、住んでよし、訪れてよしの町を目指しましょう。



山野 豊久

今年も住みよい町作りに力を注いで行くことと気持ちを持ち直し、外部の圧力に屈せず、町民の声が届く議会にしたいと思っております。力を合わせ、住んでよし、訪れてよしの町を目指しましょう。



田中 輝夫

今年も住みよい町作りに力を注いで行くことと気持ちを持ち直し、外部の圧力に屈せず、町民の声が届く議会にしたいと思っております。力を合わせ、住んでよし、訪れてよしの町を目指しましょう。



高月 敏文

今年も住みよい町作りに力を注いで行くことと気持ちを持ち直し、外部の圧力に屈せず、町民の声が届く議会にしたいと思っております。力を合わせ、住んでよし、訪れてよしの町を目指しましょう。



原田 秀史

今年も住みよい町作りに力を注いで行くことと気持ちを持ち直し、外部の圧力に屈せず、町民の声が届く議会にしたいと思っております。力を合わせ、住んでよし、訪れてよしの町を目指しましょう。



小塚 郁夫

今年も住みよい町作りに力を注いで行くことと気持ちを持ち直し、外部の圧力に屈せず、町民の声が届く議会にしたいと思っております。力を合わせ、住んでよし、訪れてよしの町を目指しましょう。

矢掛町議会

矢掛町議会事務局



本年もよろしくお願い申し上げます



議会だより
YAKAGE (2)

職員・議員の期末手当の支給割合を改定！

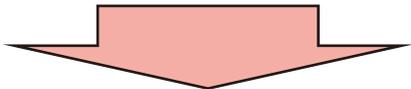
議会は議員報酬条例の一部改正を発議
令和2年 第4回 臨時会

11月25日に招集された議会臨時会は会期を当日1日として開会。議案はコロナ禍に関連するもので、民間企業のボーナス支給割合と公務員の期末手当の均衡を図るために発せられた人事院勧告に準じた条例の一部改正案。

議案内容は期末手当の支給月数を減じるといつもの(勤手等は改定なし)。議会はこれに連動し同じく議員報酬に関する条例改正案(同内容を議員全員で発議し、いずれの議案も全会一致で可決承認し閉会した(議案内容は左参照)。

* 条例の改正理由 *

令和2年、人事院給与勧告「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」の閣議決定に鑑み、期末手当の支給割合の改定を行う必要があるため。



《期末手当》	*一般職員*	*議会議員*
〔 現 行 〕	1.30月	1.70月
……………	↓	↓
〔 改 定 後 〕	1.25月	1.65月

※一般職員の勤勉手当(0.95月)の改定はありません(令和2年度改定後の年間ボーナスは4.50月から4.45月へ)。

令和2年 第8回 矢掛町議会 第4回 定例会

道の駅関連議案を議決

道の駅山陽道やかげ宿…設置条例・指定管理者、各案可決！

令和2年12月2日、町長より招集された第4回12月定例会は、全議員出席のもと、同月10日までの9日間を会期と定めて開会。会期中の新型コロナウイルス感染症対策として、議事堂での審議の他は「3密」を避けるため大会議室を会場に変更し審査に臨んだ。

様々なまちづくり条例制定案を可決

本会議で議案の付託 議案はいずれも条例を受けた総務文教常任 制定案件。それぞれ質委員会(高月敏文委員長)は 疑応答を行い審査した12月7日、議案9件に 結果全議案を了として 審査を行った。 本会議へ送った。

◎多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請 コンビニで印鑑登録証明書の交付が受けられるようになり(※但しマイナンバーカード所有が必要)。

A	Q
個人番号それ自体で情報が引き出せない。キャッシュカード等のセキュリティ環境と同じだ。	一般の端末機でのマイナンバーカードの使用により個人情報流出する恐れはないか？

◎矢掛町消防団の定員削減

団員定数と実員数とのかい離を是正するため、町内7地区の各分団10名の定数減員が実施されます。

A	Q
団員数は減るが常備消防共々、装備の充実等で消火力は保持できる。人員削減は実情に沿って 是正しただけで実員を減らすものではない。	人口は減っているが世帯数は増えている。また高齢者の搜索なども近年増えており、町域も広い中で消防諸活動に支障は来さないか？

本定例会は、コロナ禍に対する緊急補正予算審議など4回の臨時会を含め8回目となる本年最後の議会であり執行部からは規約改正1件、条例制定11件、指定管理者指定3件、町道認定・変更2件、補正予算8件、区域変更1件の計26件が議案上程された。また一般質問では7名の議員が町政について質した(※P6~P12に掲載)。各議案は本会議採決のほか常任委員会での付託審査を経て委員長報告の後、質疑討論を行い採決の結果、賛成多数で全議案を可決し閉会した(※P4~関連記事)。

センター問屋・矢掛町総合運動公園 管理者…原案可決

予算決算常任委員会(田中輝夫委員長)は、本会議にて付託された条例制定案及び指定管理者の指定案件、一般会計・特別会計・企業会計の各補正予算案件の計13議案について、町長以下関連する執行部職員の出席を求め、12月8日全委員出席のもと審査を行いました。

特に新旧の公共3施設の指定管理者の指定案件に質疑が集中し、関連する条例制定案や一般会計補正予算案の内容に対して活発な質疑応答が行われ、その審査過程において当該団体へ施設を管理させる上で様々な観点から指定するに至った事由(積算根拠・事業計画等)について資料提出を求める意見も出され、委員長がその是非を委員会に諮るなど慎重に審査を進めました。審査の結果、賛成多数で原案を了とし、他の議案審査結果(全案了)共々本会議へ送りました。

※主な審査内容へQ&Aは次の通り

○道の駅山陽道やかげ宿設置条例制定について

Q ・業務内容のうち「定住促進に係る事業」とあるがイメージできない。町家交流館とのさび分けは？

・駅舎の使用料が規定されているが地元説明会では「物販は行わない」と説明してきたこととの整合性は？

・道の駅は町と県との共同事業であるが、それならば「管理費」は町と県とで折半するのか？

A ・定住促進については施設内でのパンフレット掲示等の案内を想定している。町家交流館とは業務内容が一部重複するところはある。

・物販については、原則飲食物の販売はしないがイベント等での販売(臨時的)を想定している。

・駅舎は町が管理する施設である。なので町のみで管理(経費等)する。



現在急ピッチで建設工事が進む『道の駅山陽道やかげ宿』。株式会社やかげ宿が指定管理を受け、年間365日24時間車両ドライバーの受け入れ管理と共に、町中の観光エリアへ来町者を誘導するゲートウェイの役割を担うこととなる。

道の駅山陽道やかげ宿・矢掛ビジター 各公共施設の指定

○道の駅〈山陽道やかげ宿〉の指定管理

Q 指定団体である株式会社やかげ宿について、役員構成と道の駅における事業計画を資料提出してもらわないと審議できないのでは？

A 役員は10名。代表取締役2人、社外取締役7名、監査役1名となっている。今この場に事業計画書はない。町家交流館と一体的に維持管理することで施設が持つ特色を最大限に生かすメリットがあり、5年間に及ぶ賑わい創出施設の運営実績も含め安定した経営を出来ると判断した。

○矢掛町都市公園〈総合運動公園〉の指定管理

Q 施設の管理運営について公募とする計画はないのか？事業計画書は提出されないのか？

A 計画はない。作業員2名・事務員2名の少数体制で頑張ってきた実績等を考慮した。また



施設管理作業を専門業者に委託せず、シルバー人材センターの活用や職員自らの行うことでの経費削減を評価した。

○賑わいのまちやかげ宿創出施設〈ビジターセンター問屋〉の指定管理

Q 「本物を体感する」、また「景観の維持」とあるが町家の面影は残っておらず土間さえない。本物を体感という言葉からほど遠い施設だ。また町からの補助金等によって運営している団体（やかげDMO）が指定管理者になれるのか？更に指定期間10年は長すぎるのではないか？

A 実際にふれることが出来るという意味で「本物を体感」としている。期間10年については安定的、計画的に施設を運営してもらうためだ。やかげDMOは観光協会に代わる組織であり、継続的に観光行政を担って行くという観点から最も適切な団体と考えている。



やかげDMOが指定管理を受けたビジターセンター問屋。内・外装の改修工事を経て町の訪問窓口となる。

審 議 結 果

* 矢掛町議会ホームページをご覧ください *

<http://www.town.yakage.okayama.jp/gyosei/gikai/gikai.html>

“定例議会の審議結果”をクリック

全26議案の審議結果をアップしています。



携帯電話・スマートフォンの方はQRコードを読み取りください。



調べ！

森林管理や林業経営の現状を問う！ 災害抑止・環境保護の観点から啓発を



森林環境税・森林環境譲与税への周知は？ 町民挙げての森林管理への意識啓発を望む

花川大志 議員

問 令和元年度から森林経営管理法に準じて新たな森林管理制度に関する取り組みが事業実施された。

適切な森林管理等が未実施の森林をその所有者に変わって町が管理し林業事業者との橋渡し役となるものである。しかし産業振興のみならず森林の持つ公益的機能として水質保全・防災減災対策・環境保全など森林の機能や作用は様々な恩恵を我々にもたらしている。そのような中、国は森林環境税という税を設け令和6年度から徴収を開始する一方で森林環境譲与税を前年度より全国の市町村に対し配分を開始した。この税を使って町は現在どのような森林行政における取り組みを行っているかを問う。

答 産業観光課長

昨年度は上高末地区の意向調査の対象林を選定するための現地調査、本年度は意向調査を実施してい

る。矢掛町全体の意向についてはこれから方向性等をお答えできる内容はない。

答 総務防災課長

森林には土壌自体に吸水力があり、降雨等による土壌浸食や流出の抑制など土砂災害防止機能がある。地域防災計画にも自然災害予防対策として治山・造林対策があり森林の持つ土砂災害防止機能維持の実施と重要性を啓発していく。

問 森林経営管理制度の運営の観点から問う。間伐木材資源を利用した経済効果を狙った事業・施策の現状はどういったものか？一方、森林区域や予算規模のスケールメリットを考慮すれば近隣自治体との広域連携や一部事務組合の設置も選択肢ではないか？

答 町長

森林経営管理制度が始まりまだ2年で本町の実態

からすると一部事務組合設置という状況ではない。森林管理はある意味耕作放棄地以上に難しいかもしれないので森林組合と話し合いながら進めて行きたい。

問 森林環境整備の重要性に対する我々町民の意識と森林所有者の森林経営管理制度把握への働き掛けの進捗の度合いが行政力として今後は評価されるのではないかと。令和6年度から森林環境税の徴収が始まり前年度から森林環境譲与税の配分は始まっている。

森林環境整備の重要性に対する我々町民の意識と森林所有者の森林経営管理制度把握への働き掛けの進捗の度合いが行政力として今後は評価されるのではないかと。令和6年度から森林環境税の徴収が始まり前年度から森林環境譲与税の配分は始まっている。

森林環境税…とは

地球温暖化対策・防災対策・国土保全対策等の財源として国民に等しく賦課される国税(令和6年度から徴収開始)

森林環境譲与税…とは

森林整備及びその促進に関する費用の財源として国から市町村に配分される譲与税。補助金と違い法律の使途範囲であれば地方自治体にその裁量が委ねられ、長期的に安定した財源となる。

税が賦課・配分される現状から町民挙げての森林管理への意識啓発は必須と考えるがどういった形で周知徹底と参画を図って行くのか？

答 町長

制度推進にはエネルギーと知恵と行動力が必要。そして住民相互の意見交換が大事。現時点では具体的な計画実施という段階ではなく先ず現状を把握している状況であると同時に行動を起こせる方々を把握しながらこの制度を有効に利用できればと考えている。

提言 4年後から課税される国税である森林環境税の正当性への気付きは我々町民にとって必要であり、関連して行政の森林経営管理制度を推進する上で重要となる。執行部答弁にあった一連の取組全てが我が町の森林経営管理制度のスタートとなるよう森林政策に鋭意取り組み戴きたい。

道の駅「山陽道やかげ宿」 利用客の商店街誘導施策を



「小学校高学年の教科担任制」の指針 導入時には対象児童の保護者に情報を

田中輝夫 議員

問 道の駅「山陽道やかげ宿」は、弦橋の北側に「商店街を含めたまるごと道の駅」として駅舎を、建設中。来年3月には竣工予定である。道の駅について以下のことを問う。

1. 管理者及び運営時間、運営形態等の方針は。
2. 飲食物などの設置は。
3. 利用客を商店街に誘客（誘導）する方策は。
4. 観光客拡大または集客の催事等の計画は。

答 建設課長
1. 指定管理者は「(株)やかげ宿」を予定している。24時間利用可能な施設は、駐車場・トイレ・道路情報提供施設・授乳室・電気自動車用急速充電器。その他事務所、観光案内コーナー、展示コーナーは午前10時から午後6時までと予定している。

2. 交通情報室内に常温のミルクの販売を併用した飲料水。エントランスとキッ

ズルーム付近には通常の自動販売機。また、交流室には無料の給茶機の設置を検討している。

答 産業観光課長

3. 鳥瞰図として案内板は5ヶ所に設置しているが、その案内板に「道の駅」を盛り込んだ内容に年度内に更新する予定である。

4. やかげDMOを中心として「道の駅」の開設に合わせて色々な催事が計画されている。今後さらに積極的な周知・PRに努めるとともにウィズコロナ時代の中で、今まで準備してきたものを活用しながら町の新しい魅力を発信していきたい。



問 令和4年度より「小学校で教科担任制」導入の指針が出されている。教科や学校規模などに応じ柔軟な教科担任制を導入することの方針が示されている中で、本町の方針及び教科担任制と学級担任制の違い。また、導入の場合の保護者への周知時期と方法について問う。

答 教育長

小学校に教科担任制が導入されれば、教員は「得意な教科」や「専門的に研究している学科」を児童たちに教えることができ、児童にとつて専門性の高い授業を受けることができる。

令和2年度から、英語教育、道徳の教科化、プログラミング教育が追加された小学校学習指導要領では授業の総時数が3年生945時間から980時間（35時間増）、4～6年生は980時間から1015時間（35時間増）になっている。

学級担任制では一人の学級担任が同じ学級の児童たちとほぼ付きっきりで1日を過ごし、児童との関係をより一層深く築くことができ長い時間を共に過ごしているため僅かな異変にも気付くことができる。

教科担任制になると児童の実態を把握するには時間が足りないということになることもあり得る。

本町の学校規模、小中高の連携方策、義務教育9年間を見通した効果的な指導体制の在り方などを考慮すると、「教科担任制の導入」よりは現状の「学級担任制の維持」が適当であると考えている。なお、本町では令和2年度、英語や理科専科を一部の学校で実施している。

要望

道の駅の利用者を商店街に誘客する方策と自動販売機設置で利用者が快適に休憩できる施設を望む。

質問！

狭あい道路整備等促進事業について問う 整備実績、要望の採択基準、今後の計画は？



矢掛町まちピカ応援事業について問う 事業実績、活動状況、担い手不足対応は？

山部多喜夫 議員

問 本町では狭あい道路、いわゆる、道路幅が4m未満の道路について、地元住民の要望により、平成21年度より事業実施されていますが、これまでの整備実績、要望の採択基準、今後の整備計画について問う。

答 建設課長
事業実績としては、令和元年度までの11年間で47路線。延長は5千4百m、事業費は6億7千万円現在継続中が3路線で総額は、7億6千万円。

この事業は国の交付金事業となっている。事業目的は道路幅員が4mに満たない道路を、4m以上確保し、通行上、環境衛生上、また、地震や火事などの災害時に消防活動、救急活動に支障のないよう整備する、住環境整備事業となっている。事業決定に関しては、町民の皆様より提出された要望に基づき、現地調査を実施し、事業目的に則してい

るか、緊急性、必要性、投資効果や、地権者や地元との協力度、実効性など総合的に判断し、優先順位を決め整備を実施している。また、事業目的に則さない案件、実効性の乏しいなどの案件は事業実施できない場合もある。

今後の整備計画は社会資本交付金であり、令和5年度までとなっている。まずは、実施中の3路線の早期完成を目指し、事業費の確保に努めると共に、現在要望のある路線は、優先順位を決め進める。

答 町長
この件は、私がこの制度を国に要望した主任者であった。町長に就任した平成18年からの一期目は何百件の要望を事業実施してきたが、財源は全て町費。当時道路は狭く消防車や救急車が入らないとかの理由を、国に4年間くらい何回も要望し、やっと補助事業

となった。この事業と、通常の道路事業との区別はない。通常の道路と考えて進めていた中で、補助事業を国にお願いした結果、狭あい道路整備等促進事業が出来た。この基準に入れば補助事業になり、入らねば通常の道路なので補助財源がなく、財源が必要になってくると思っていた。



完成した狭あい道路

問 美しいまちづくりを推進する矢掛町まちピカ応援事業の活動実施から、現在までの事業団体数、活動状況及び、高齢化などによる担い手不足に伴う、事業継続の問題点を問う。

答 建設課長
事業開始の平成18年度は町内会等38団体、企業1団体の合計39団体、活動実績は町道、普通河川等の延長29kmの美化活動を実施した。

令和2年度は町内会等119団体、企業11団体の合計130団体、活動実績は町道、普通河川等85kmで最も多い実績となっている。ここ数年担い手不足により活動人数を確保できないとの理由で、相談も多く、今後高齢化等により休止団体も増える傾向となるので、令和元年度に条例を見直し、10人以上から概ね5人以上とし現状維持と新規団体の増加を図った。また本年は新型コロナウイルス感染症対策として、年間3回を1回以上の活動として、事業継続と活動団体の増加を図り、町との協同による美しいまちづくりを推進させている。

駐車場料金の有料化について

契約駐車場と一般駐車場の混在問題

有料駐車場の料金提示を早急に



川上 淳司 議員

問 現在の町中の駐車場の利用状況について問う。

答 産業観光課長
昨年度、平日、休日の各1日ずつを矢掛の商店街の7か所の駐車場について、利用状況の実態調査を行った。第一駐車場は、平日、休日ともに、昼前後の時間帯の利用が多く、休日の午前10時から午後4時は満車状態だった。平日の午前9時から午後2時までは、ほぼ満車状態だった。休日に利用が集中し飽和状態になっている第一駐車場では、1時間未満の駐車が大半で、一度駐車場に入っ

て、すぐ出るといって、いわゆる「つらつき駐車」の状態が見受けられた。また、一部で長時間の駐車車両があることもわかった。他の駐車場については、休日、平日とも駐車可能区画があり、矢掛の商店街の既存の駐車場では駐車可能なスペースがあるにもかかわらず

ず、有効に利用されていないという状況が見られた。

問 道の駅ができるにもかかわらず、駐車場有効利用システムを導入することで、どのようにしていくのかを問う。

答 産業観光課長
来年3月末の道の駅のオープンにより、普通車29台と大型車10台分で合計39台の増と、第一駐車場及び旧矢掛商業高校跡の観光用駐車場の区画の増により、現在より57台の増となる予定で、システムの導入により、課題である混雑の解消を図る。

答 産業観光課長
メリットとしては、現

問 観光客、そして、商店街を利用されてお買い物をしていただく皆様に対して、どのようなメリットがあるかを問う。

地の表示盤、WEB上での案内及び誘導看板の設置により、矢掛の市街地で空いている駐車場にスムーズに移動できるよう計画しており、町民がおもてなしの主役となる観光地づくりの推進に寄与するものと思っている。

問 契約駐車場と一般駐車場が混在しているようだが、問題はないか。

答 産業観光課長
第一駐車場及び旧矢掛商業高校跡の駐車場は、契約駐車場と観光用駐車場が混在しており、課題を解決するために、既存の契約駐車場と観光用駐車場を目的別に区分して利用できるように再編計画案を作成し、検討をしている。

問 料金体系について、考えていることがあるか、また、議会提示をいつ頃に考えているか。

答 産業観光課長
料金体系については、

料体系については、

駐車して1時間以内は無料とし、その後1時間ごとに100円。上限額を1日当たり、1,000円に設定する予定だ。

関係条例については、次の3月議会に、上程を考えている。

提言 町民の財産だからこそ、駐車場有効利用システムを導入することで街中の渋滞緩和、観光客、お買い物客、商店街の方々の利益がそれぞれにあり、町の財産の有効活用と考え、料金体系、利用価値を3月議会ですっきり議論したいと思う。



温浴別館東側の第一駐車場

質問

小学校・中学校・保育園・認定こども園における 食物アレルギー対応について問う



どのマニュアルにしたがって行動しているのか
給食における食物アレルギー対応はどのようになされているのか

高月敏文 議員

問 保育園・認定こども園
小学校・中学校におい

て
①食物アレルギー対応の必
要な園児・児童生徒数は
どのくらいなのか。

②どのマニュアルによって
行っているのか。

③給食は各園と小・中学校
は矢掛町学校給食共同調
理場(給食センター)で作
っているが、アレルギー
対応はどのようになされ
ているのか。

答 保健福祉課長

保育園・認定こども園
で食物アレルギー対応の必
要な園児数令和2年11月17
日現在で、4園の園児、4
51人中24人。
園でのアレルギー対応のマ
ニュアルは、各園共通で厚
生労働省の、保育所におけ
るアレルギー対応ガイドラ
インにより対応している。
園の給食のアレルギー対応
は、アレルギーの個別対応
を希望する保護者と面談を

行い、医療機関の検査結果
と食材使用の可否を記載し
た医師の証明書を提出した
だき、これに基づいた対応
をしている。そのほか、ア
レルギーでショック症状が
現れる可能性のある園児に
ついては、保護者の同意の
もと、井原地区消防組合(消
防署)に情報提供しており、
救急と連携をした対応がと
れる体制としている。

答 教育課長

アレルギー対応を必要
とする児童・生徒数は令和
2年10月末現在で、小学
校が18名、中学校が3名と
なっている。
マニュアルは、矢掛町教育
委員会が作成している「学
校給食における食物アレル
ギー対応に関するマニユア
ル」、さらに、それを基に
して、それぞれの学校の実
情に合わせたマニュアルを
学校独自で作成しており、
それに沿って、各学校が対
応している。

学校給食のアレルギー対応
は、児童の安全性確保のた
め、アレルギーの原因食物
の完全除去対応、いわゆる
提供するか、しないかを、
原則としている。給食セン
ターとしては、食物アレル
ギーのある児童生徒が楽し
い給食の時間を過ごすこと
が出来るような学校給食を
推進している。

問 給食センターで扱う給
食で食物アレルギーの
原因となる成分が含まれる
食品を出す場合はどのよう
にしているのか。

答 教育課長

給食センターでは、ア
レルギー対応が必要な児童
生徒の保護者に、アレル
ギー対応献立表、いわゆる
成分表と言われるものだ
が、これをお配りして、実
際に保護者の方に確認をし
ていただいている。もし、
その上で、保護者の方がい
のメニューを避けた方がい

いと判断された場合は、そ
の児童には大変申し訳ない
が、弁当を持参という対応
をとらせていただいてい
る。

提言 近隣の市町村では給
食センターでアレルギー対
応できるようになってきて
いる。できるだけ保護者、
先生、子どもさんの負担に
ならないようお願いします。



学校給食共同調理場

景観行政団体への移行について 重伝建、無電柱化、道の駅を発信



伝建協加入で矢掛の知名度アップを 全国大会誘致で活性化に繋げよう

浅野 毅 議員

問 景観行政団体移行について、重伝建選定の答申を得、また無電柱化も進み、道の駅も開業間近である。そこで、矢掛町全域を網羅する景観政策が必要と考える。まず景観行政団体とは平成16年に制定された景観法に基づき、その地域の良好な景観の保全、形成を図るなど、景観行政を担う自治体のことである。政令指定都市又は中核都市は自動的に景観行政団体になれるが、そのほかの市町村は県との協議により景観行政団体になることが出来る。岡山県では10団体が景観行政団体である。(岡山県、岡山市、倉敷市他7団体)。景観行政団体では景観計画を策定でき、主に以下の事項を定めなければならない。必須事項として①景観計画の区域②良好な景観形成の為の行為の制限③景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針、他に努力事項及び選択事項がある。

る。景観行政団体になると、県で運用していたものが町独自に基準を設けられる。また景観法で定める矢掛町内で行う行為の届けでも町が担当できる。つまり矢掛町独自の政策が可能となる。重伝建、無電柱化、道の駅はほぼ完成したが、全国に発信する上でソフト面の充実が必要と思う。その一つが景観行政団体への移行と思うが見解を問う。

答 建設課長 本町は現在「岡山県条例」の適用区域であり、県条例に基づき、景観形成に必要な施策を推進することにより、本町の特色を生かした優れた景観を守り育て、快適で文化の香り高い景観を創造している。県との協議により景観行政団体に移行は可能だが、景観計画の策定、景観条例の策定など町民との合意形成が必要となるため、県が実施している「景観まちづくり研

修会」「景観シンポジウム」など研修会等に職員を派遣し景観行政団体の効果、有効性について、研究を開始したいと考えている。

▼景観計画で定める項目(景観法第8条関係)

必須事項	①景観計画の区域 ②良好な景観の形成のための行為の制限 ③景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針
努力事項	④良好な景観形成に関する方針
選択事項	⑤屋外広告物の表示等に関する事項 ⑥景観重要公共施設の整備に関する事項

問 伝建協は原則として重伝建地区の所在する市町村をもって組織する団体である。事務局は岐阜県高山市(高山市長が会長)で現在101市町村で構成されている。当会に加入したらと思う。また当会の全国大会は年1回各地で行われており、矢掛も立候補したらと思ふ。他に全国町並みゼミというイベントがあるが、これは行政、町並保存団体等実行委員会形式で行

われ、2013年9月全国町並みゼミ倉敷大会で矢掛が分科会の会場になった。来年の大会は奈良、2022年は八女市、2023年は新潟市で予定されている。2024年に誘致すべしと思うが見解を問う。

答 教育課長 伝建協は正式には全国伝統的建造物群保存地区協議会と言つが伝統的建造物群保存地区を持つ市町村が集まり昭和54年に発足したものであり、事務局は高山市である。規約の第3条、第4条には伝統的建造物群の保存と活用及び地域文化の向上に資すること又「調査、研究、報告」「情報の収集及び発信」「普及啓発及び研修」その他保存地区の保存整備に寄与する事業」となっている。加入については検討したい。全国大会は重伝建の初年度であり足元を十分に固めたくえで研究したい。

頂上!

① 65歳以上のインフルエンザ 予防接種希望者の無料化を



石井 信行 議員

- ② 駐車場有料化を再考して
- ③ バートへの補助金返還を

問

他市町村では、高齢者のインフルエンザ予防接種の無料化が進められている。コロナと、それに症状が似通ったインフルエンザの流行が重なる時期に、重症化しやすい町民の健康を守ることを、そして、医療機関の負担軽減を図ることの、2つの面から、インフルエンザの予防接種を65歳以上の希望者に実施して、重篤化のリスクを少しでも軽減すべきだ。来年度の予算に、インフルエンザ予防接種無償化を計上すべきではないか。見解を問う。

答

町長 医療現場とも相談したが、この現況で無償化を考える状況ではない。

問

中銀前の駐車場が、一度有料化したのが、町民にも観光客にも不評で、無料にもどった経緯がある。無料にもかかわらず、①再度有料化したのは何故か。

問

②市街地全体で200台近い区画があるが、活用計画はどうなっているのか。
③地元商店街への説明会の予定は。町民の声を反映させる場は設けられるのか。
④月極で駐車場を契約している商店は不便になるのでは。
⑤観光客、宿泊客、町民、商店のお客の扱いは同じになるのか。
⑥有料化を再考すべきではないかを問う。

答

産業観光課長
①駐車場の混雑を避け、円滑な運用を促進するため。
②中銀前を中心に考えている。
③地元説明会は考えていない。
④月極の契約者は、優先的に対処していく。
⑤⑥1時間以内は無料。その後1時間ごと100円。1日当たりの上限を1,000円と設定したい。駐車場を集約再編し、利便性向上を考えている。条例は、3月議会に上程予定だ。

問

会計検査院の昨年度の講評では、矢掛商業跡地に誘致された、バートイーターナショナルの検査はまだ終わっていない、引き続き行つと書かれていたが、その後、どうなったかを副町長に問う。矢掛町の求めた防災アプリを完成させず、補助金を返さないまま、10年契約のところ3年で姿を消したバートに対し補助金の返還請求をすべきだ。町長は、防災アプリを見たと言ひ、副町長は、アプリは物ではないから、ウェブ上に作動して初めて活用できるものと言った。明らかに、どちらかが違っている。また、H29年8月22日に町長がアプリを見たと言ひ、その後、担当課でアプリを作動させて確認したという。しかし、H29年11月27日の担当課からバートへ宛てた文書では、防

答

副町長 検査結果報告の公表では、指摘事項は無かった。
町長 この事業は、補助事業であり、バートが行った事業だから、町が求めていたアプリというのは、違つた。
意見 バートを誘致して、町民はどのような利益を受けたのか今後とも追及する。

議会傍聴見聞録 ～議事堂から～

執行機関と議決機関が一堂に会する定例会（本会議・委員会）へ傍聴に来場された町民の方々からのコメントを紹介し行政・議会への関心・見える化を推進します。

初めて一般質問を傍聴した。質問事項は3月にオーブンする「道の駅」関連が主であった。致し方ないとも思うが片田舎の議題がなかったのが残念だ。
国会と違って静粛で感じが良かった。何人かの課長が最後に「よろしく願います」と言っていたが必要ないと思う。



美川地区
岡田正仁 さん

予算決算常任委員会は審査における議事進行がつかない。予算を審議するのに、その根拠となる積算資料を求めず、また指定管理予定者から提出されているはずの事業計画書、申請書などの審査すべき書類の提出を事務局に求めず審査をしないまま可決した。

矢掛地区
桑木道夫 さん

今回の傍聴が3回目だと思つ。執行部には答弁する前に氏名等を言ってもらいたい。各議員は質問の資料作成等お疲れ様でした。コロナ感染症の拡大の中、3密に欠けているのではと感じた。

川面地区
匿名希望者

議員7名の質疑応答を拝見して感じたことは来年開業の「道の駅」のことです。町内何ヶ所に駐車場が設けられるのかわかりませんが今後、町内外の車と人の流れを論議され、安全安心の道の駅を開業・運営して欲しいものです。



川面地区
水谷静夫 さん

今回初めて傍聴に参加しました。日々新聞やテレビでの知識を吸収していますが、各議員の質問の中で再発見させて頂きました。なかでも森林環境税については2024年から住民税の上乗せとのこと。防災面や国土保全の観点からこれから必要なことと思えました。

川面地区
匿名希望者

今回で3回目の傍聴です。質問事項一覧に記載されている内容を見て、議員の皆さんは大変な仕事であるのが分かりました。課長の答弁は調査したのを読み上げているが町長の答弁は行政をよく知っているため何か余裕が感じられる答弁でした。

川面地区
匿名希望者

議会傍聴

してみませんか？

○定例会本会議や常任委員会はどなたでも傍聴が可能です（お子様連れも可能）。
○定例会開催期間中は庁舎3階にある議会事務局が受付窓口です。

本会議 一般質問

- ・総務文教常任委員会
- ・産業福祉常任委員会
- ・予算決算常任委員会

①総務文教・産業福祉両常任委員会の傍聴に関しては委員長の許可が必要
※ プラカード・カメラ・その他録音機等、器物の持ち込みはできません
※ 拍手・発言談論は不可。ただし緊急的な途中退室及び入室は可能です

お問い合わせ
矢掛町議会事務局
☎82-1119

議会ホッティング
矢掛町議会は
町民の皆さんに開かれた議会
を目指します。

☆ファックス専用 ☎(82) 9020

一般質問における申し合わせ事項を決定！

議会秩序保持特別委員会、閉じる

前回委員会に提出された一般質問申し合わせ事項(案)についての協議を行うため再度招集された同委員会。様々な観点から質問のあり方や言論・表現の自由を阻害することなく一定のルールを共有すべく再び申し合わせ事項(案)が委員長から資料提出された。

委員長は前回協議に基づき再編集した「一般質問申し合わせ事項(案)」を委員会に再提出した。

内容について諮ったところ委員中から「資料使用の制限は議員の権利を制限する。地方自治法・会議規則・運営の基準等に反する発言はしてはならない」とあるが基準とは何か？また同項に憲法を加筆して欲しいと頼んだが成されていない。議員の権利を制限する項目は憲法違反だ」との意見が出された。

これに対し委員長は「あくまで申し合わせ事項であり議員全員で共有するもの。今の規定等が守られていないため再認識の意味も込めて本事項を提案する」とした。

副委員長は「今までの委員会協議の結果をまとめたものである」として理解を求めた。他の委員からは「申し合わせ事項なので罰則はなく守るか否かは個々の議員に委ねられるので議員の権利を制限し

ているとは言えない」、「この申し合わせを意識することが秩序保持につながるのではないか」等の意見が出された。

議会運営委員会の役割とは？

委員長は基準に照らし是非を判断する場として議会運営委員会がそれであると見解を述べた。現行通り資料の掲示許可等は同委員会で決定するべきとした。

また一般質問通告書の重要性について、初回質問では詳細・概要を原稿化するべきことを申し合わせ事項に明記した旨を説明した。

これは執行部へ要望・提案を明確に伝えると共に、担当課から明確な答弁を引き出すことが趣旨であると見解を述べた。これとあわせて、本会議場での一般質問実施中においては議長の議事進行に従って発言すべき旨を確認した。

基準に反する発言とは何か？

一連の協議の中で委員から

「基準とは何か？基準に反する発言とは何か？」との質問が成された。

更に「本会議における委員会設置の議論の場で不適切な事例が実際あったという発言があったが具体的にどういった発言が不適切で基準に反していたのか？」と質問した。これに対して討論の場で発言した委員は「特定の企業名を官製談合の疑いがあるとして出したがどこまで調査した上で発言か」と反問した。質問した委員は「町から開示された資料を基に発言した」と述べた。

この開示された資料とは入札参加の申請書のことを指しており、証拠とは言い難い書類であった。委員長はこれを事例として、議会として様々な規則等の基準に照らした上で「適否を判ずる必要があるのでは」と申し合わせ事項に盛り込んだ事由を述べた。

特別委員会の役割は？

今後、様々なステージでの議員の発言・表現に関する申し合わせ事項は一般質問における自主的な取り決めを一つの「基準」として遵守して行

くことを委員会は確認した。その上で委員長は判断の場として議会運営委員会の機能を重視する旨、見解を述べた。

これについて委員中から「議会運営委員会の決定は絶対という意見があるが、どこにその規定があるのか？」と意見が出された。

更に再度「議員の資料提示を制限するのはおかしいのでは？」との意見を投げかけた。委員長は、議会運営委員会の権能は正に定例会等の議会運営の決定であるとし、定例会における資料使用の判断も含まれるとの見解を示し、その上で「質問趣旨を補完するため、視覚的に有効な資料であれば当然ながら許可されるであらう」と意見を述べた。

一連の協議の上、提出された一般質問申し合わせ事項(案)を採決したところ賛成多数で決定した。

令和2年第1回定例会で設置を議決した本特別委員会は、この申し合わせ事項を決定したことで役割を終え、以後は議会全員協議会及び議会運営委員会へ協議の場を移すとして、第4回定例会において委員長報告を以て閉じられた。

(※P15に決定された一般質問申し合わせ事項掲載)



議会は特別委員会での調査研究の結果として『申し合わせ事項』を決定し同委員会を閉じた後あらためて議会全
員協議会において町内の民間事業者計4社から議会へ届けられた申入書・抗議書への対応協議を行いました。11
月10日・20日、12月10日の計3回。これは一般質問での疑義に対する議員の質問中の民間事業者2社の実名発言、
また議会広報紙編集記事での民間事業者2社の実名記載の2件についての協議でした。議会は両件について、各社
への答申に当たってはその根拠を示すことが重要であると判断し、当該発言議員に説明を求めました。当初、発言
議員は文書提出するとしていましたが発言をひるがえし、文書提出も根拠の説明も差し障りがあるとして未だ行っ
ておりません。議会はこの一連の経過のもと、いずれも一議員のみならず議会全体の問題として、また議長宛に提
出された申入書・抗議書の趣旨である根拠解明の要望に対し議会として未だ明確な回答を出せていないことなどに
鑑み広報紙面での謝罪文掲載を決定しました。

発行責任者 矢掛町議会議長 土田 正雄
編集責任者 広報広聴常任委員長 花川 大志

まご報告とお詫び

令和2年第1回定例会一般質問において、東川面浄水場更新工事入札に関する疑義を質す議員から「官製談
合」の発言と共に、それに関わったかのような内容で町内事業者の実名が発せられた件については、根拠のな
い発言であると認めざるを得ません。

当該2社、山岡建設株式会社様、株式会社矢建様に深くお詫び申し上げます。

引き続き議会の協議の場において参考人招致等を含め、当該発言を行った議員にその根拠の提示を求めてい
くことを議会は決定しましたのでご報告致します。

まご訂正とお詫び

議会だより第19号(3ページ)において、令和元年度決算認定の賛否に係る編集記事の中で、町内の一般事
業者法人名を記載した部分があります。これは同認定案に対する議員の反対意見の事由として表記(法人2社
名)されたものであります。広報広聴常任委員会としては編集段階でこのコメントの内容は事実誤認を否定
できないとして当該議員に編集要望(法人名の削除)を伝えて参りましたが、最終的に当該議員の同意を得る
ことができず、公式な常任委員会の審査の場での発言があった事実を勘案した結果記載しました。しかし当該
議員が疑問視する事業について調査したところ、検査及び全ての事務処理は適正なものであり、法人名の記載
は委員会の誤断と言わざるを得ません。

よって記載以降、当該法人2社の名誉を毀損し信用を失墜する恐れがあることが否めずここに、有限会社筒井
アーク工業様、株式会社サンテ様、また両社の従業員の皆様と関連グループの皆様にご迷惑を申し上げます
訂正させていただきます。

公費を以て発刊する議会広報紙の発刊責任を重く受け止め、個人・法人名の掲載については今回の事例を教
訓に、編集段階での調査及び協議と判断を厳格に行って参ります。

◆矢掛町議会《一般質問申し合わせ事項》◆

- ①一般質問とは、議員が町の行財政全般にわたって執行機関に疑問点を質し、所信の表明を求めるものである。なお、国政、県の事務に関する事項については関連状況を十分精査し質問すること。
- ②一般質問通告書には、質問事項と具体的且つ詳細な質問の要旨を記載すること(質問と答弁の論点が乖離しないようにするため)。
- ③一般質問は通告により、議長の議事進行に従って発言する。また、関連した質問も同様である。
- ④一般質問では基本的に資料を使用せず、言論によるものとする。ただし言論で説明しがたいもの、特に視覚的な有効性が認められるものについては資料の使用を認める。資料の使用にあたっては通告書に資料とその使用許可が客観的に適当と認められうる理由書を添え、議長の許可を得るものとする。
- ⑤本会議場での初回の一般質問は原則として原稿を作成し、議員はそれによって質問を行うこと。なお、答弁を受けての再質問はこの限りではない。
- ⑥各定例会の一般質問における同一質問事項に対する質問回数は、初回質問を含め、三回以内とする。
- ⑦以前の定例会で既に執行部から回答済みの件について一般質問しようとするときは、住民の立場に立って、より深い回答が求められるよう質問の角度を変えるなどの工夫を十分に行うこと。
- ⑧議員は一般質問するにあたりその内容を十分に調査研究し客観的な根拠に基づいて発言をすること。
- ⑨議会は言論の府であるから議員の発言は保障されてはいるが、地方自治法、会議規則、運営の基準等に反する発言はしてはならない。



さまざまな事業・工事現場を現地視察！

産業福祉常任委員会（原田秀史委員長）は全委員出席のもと、本町建設課が所管する4事業の建設現場を視察した。同行した建設課長や各工事責任者より工事概要及び進捗状況等の説明を受け、安全対策・工期内完成等を確認した（令和2年10月29日実施）。

○和田新池橋の廃止工事

工期 令和2年11月15日済

防災減災事業を活用し、灌漑等の役目を終え利用していない「ため池」を廃止することにより下流域の防災上のリスクを除去するための工事。



○古塚谷橋の橋梁災害復旧工事

工期 令和2年12月10日済

平成30年7月の西日本豪雨災害により被災した美川地区にある橋梁の架け替え工事。生活道路として一日も早い復旧を要請した。



○新小林住宅の建築工事

工期 令和3年1月29日迄

長寿命化計画に基づき町営住宅整備事業で、老朽化した小林住宅の建て替え工事。本年度は3DKを2棟（3戸）・2DKを1棟（3戸）を建設。



○仮称道の駅やかげ宿舎新築工事

工期 令和3年2月28日迄

あらゆる道路利用者への休憩（トイレ利用等）及び道路情報発信や町の観光案内など「宿場町やかげ」のゲートウェイとなる駅舎建設工事。



廃棄物削減対策の現状は？

総務文教常任委員会（高月敏文委員長）は町民課職員を招聘し廃棄物削減対策について会合を行った（令和2年10月29日実施）。

廃棄物削減対策

家庭ゴミについては平成29年度の有料指定

ごみ袋制の導入に伴い前年度比で可燃ごみは18・8%の減、不燃ごみは35・1%の減と大きな効果があったがその後は少し増加している状況が見て取れた。町としては広報や出前講座、各補助制度の活用周知や推進を図りながら、引き続き『ごみの減量化と資源の再利用の促進』に取り組んでいる。

②ボカシ・生ごみ肥化容器（エコペール）への補助

廃棄物対策推進 3Rから4Rへ

家庭ごみの排出量削減と資源化推進は従来の3Rから4R、すなわち無駄な物を家庭に持ち込まない（リフューズ、ごみを減らす（リデュース）、再使用する（リユース）、再生利用する（リサイクル）の取り組みを推進するとしている。特に焼却炉などへの負荷の大きい「生ごみ」の削減を図ることが重要として3010運動（会食で最初の30分と最後の10分は食事を楽しみ、食べ残しを減らす運動）を推進していくことのであった。

生ごみ処理対策 補助施策の概要

①生ごみ処理機器（コンポスト等ほか）の購入費補助

町議会議員選挙、公営拡大へ！

公職選挙法改正…供託金制度導入

【※①表】

選挙公営の拡大（要望）

多様な人材の議会参加を促すため、供託金の在り方を含めた中で、町村も市と同様に選挙運動用の自動車及び選挙運動用のポスターについて、選挙公営の対象とすること。また、町村も市と同様に選挙運動用のビラを頒布できるよう制度化するとともに選挙公営の対象とすること。

【要望趣旨】

現在、市議会議員選挙においては、条例により、選挙運動用の自動車及び選挙運動用のポスターが選挙公営の対象となっているが、町村議会議員選挙は供託金制度がないことや一般的に選挙運動区が狭く選挙運動期間も短い等の理由で選挙公営の対象となっていない。しかしながら、議員を志す多様な人材を幅広い層から確保することは市も町村も同様であること、また、近年の議員のなり手不足問題や、町村合併で選挙運動区域が拡大した町村もあること等に鑑み、町村議会議員選挙においても、市と同様条例により、選挙運動用の自動車及び選挙運動用のポスターを選挙公営の対象とすべきである。また、市議会議員選挙と同様に選挙運動用のビラの頒布についても制度化し選挙公営の対象とすべきである。

全国町村議会議長会は令和元年度全国大会（本町も参加）において『選挙公営の拡大』を要望しました（※①表）。これは少子高齢化や都市部一極集中等による人口減少に伴う地方議会議員のなり手不足、更に政治・行政への無関心等の現状打開策の一つとしてまとめられたものです。そしてその要望は令和2年第201回通常国会に議員提案として国へ提出され、この

「公職選挙法の一部を改正する法律案」は同年6月8日に可決成立し、同12日に公布されました（同12月12日施行）。これによって、当該条例を定めることによって選挙公営を公費で実施することが可能となりました。今回の法改正によって、男女を問わず議会を目指すあらゆる年代層の多様な人材に対して立候補を促す効果に大いに期待が持てます。

尚、供託金の没収点については次の通りとなります。

◆町議会議員選挙の供託金没収点◆

$$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{当該選挙区の議員定数}} \times \frac{1}{10}$$

* 選挙公営拡大の内容 *

- (1) 選挙運動用自動車の使用
 - (2) 選挙運動用ビラの作成
 - (3) 選挙運動用ポスターの作成
- * 公 営 対 象 *
- (4) 町議会議員選挙でのビラ頒布 ⇨ 上限 1,600 枚
 - (5) 町議会議員選挙への供託金導入 ⇨ 150,000 円



〈写真はイメージです〉

町びとの声を聞く

DMO理事との意見交換会
【後編】

我がまちの将来像は：

賑わい創出事業は新しい産業振興

(一財)矢掛町観光交流推進機構(緊急懇談) 広報広聴常任委員会

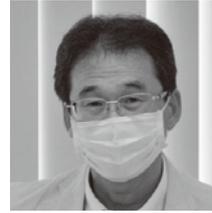
賑わい創出事業をもって新しいまちづくりを進める歴史薫る文化のまち矢掛。課題である人口減少問題への対処策として定住促進策の柱の一つとしてハード・ソフトそれぞれの整備が今この町で進んでいます。その様な中、訪れる人々

の受け入れ体制を構築すべく活動するやかげDMOの理事との懇談内容を前号に引き続き報告(後編)します。持続可能なふるさと創出の原動力として期待される同組織の運営方針や取り組みをお聞きし『我が町やかげ』の将来像を探ります。

田中委員 DMOの組織内容をお聞きする。財団法人としての制約もあると思うが。



花川委員長 観光交流推進機構の名称が示す運営指針(目標)や活動に關連する事柄全般について質問を移したい。



山部委員 組織の目標を広く示すことは必要で特に経済効果の数字目標を出せば町民はわかり易いし様々な協力も得られると思うが？



金子理事長 「まち」の経済規模が明確に見えていない。観光交流についてはまだ商圏



佐藤事務局長 組織概要としては、理事が6名、評議員が9名(現在1名欠員で8名)。理事の役割は組織の方針や運営などへの取り組み、評議員はそれらの評価及び事業・決算の報告を受け進捗を管理する立場。副町長は町の現状を知る者として理事に入っ

ていただいている。

分類等もできていないので専門家による算定が必要だ。

小塚副委員長 商店街の賑わい創出事業はDMO発足前から実施して



おり一定の成果が見られる。観光客の増加は賑わい創出施設の指定管理者それぞれが頑張った成果だ。現在DMOとしての活動と成果が見えてこないが？

安達副理事長 DMOが目指すのは「町と町民のための取り組み」というところ。何もせずこのままで10年後20年後の矢掛町民は幸せになれるの

かということを考えている。その上での賑わい創出であり観光交流の推進である。



高月委員 矢掛町で自慢できるもの、勧められるものとは何なのか？目標を設定する上で観光をメインに考えようと、リピートしてもらうには来町者を楽しませる何かが必要だ。またなかで販売されて



いる掘理事にお聞きしたい。



掘理事 自慢できるもの勧められるものは私自身であり経営するお店そのものであると思っっている。行政の観光支援は特定の業種・店舗に限定することはできなかったがDMOでは臨機応変な実務的対応ができるのではと思う。積極的に事業に取り組み「自分のところはこのようおもてなしができる」という方がたくさん出て来てそういうところへ様々な支援の輪を広げていくことが目標の一つでもある。

花川委員長 観光協会とDMOとの違いは何だと思っか？

土田議長 昔の矢掛町観光協



会は行政が作ったものでDMOは財団法人として行政にとらわれず思い思いに諸事業に取り組みめるのではないか。

花川委員長 観光協会の行動

原理は特定事業者のための利益団体。何かしよとすると時に予定調和するため一歩踏み出せない。DMOは消費者目線が基本で来町者の目線に立って受け入れ態勢をつくる。

金子理事長 今年は宿場町が



現在の場所にてきて4百年。メモリアルな年としてのイベントを予定したが、コロナ禍で何もできなくなった。こういうチャンスは掘り下げていかななくてはならない。

花川委員長 目標を明確にする上で何か提案はあるか？

土田議長 小田川の河川敷は

芋を作るのに最適だ。これを利用して焼酎を作れないか？

山縣理事 矢掛は昔から米ど



ころなので米焼酎も良いのではないか？生産者も励みになり正に地産となるのでは。

高月委員 日本酒の醸造は一

つの目的意識になるのでは。

土田議長 観光は町へ来ても

らう手段の一つ。来町者にはお土産など何か目に見えるものが必要。酒飲みは芋の方が好きだから芋焼酎が良い。

花川委員長 生産者は米焼酎

を作りたいと言つが消費者は芋焼酎が良いと言つ。消費割合は芋焼酎が確かに多い。

だから芋焼酎を造る判断を採るのがDMO。そして町家交流館ほか賑わい創出施設を通じて販売と消費を企画推進し

点と点が線で結ばれる。

花川委員長 最後にこの町の

将来について論議したい。賑わい創出事業を新しい産業として町民は認めるか？

土田議長 将来人口は1万人

を切ると思う。町の産業形態も従事者も変わるだろう。

小塚副委員長 栄える所と廃



れる所があるだろう。農業・空き家問題など課題があり対処策の一つとして交流人口増は大変重要だ。

山部委員 農業後継者も減っ



ている。I・Uターン促進と平行し交流人口増で儲かる仕組みが必要。

田中委員 人口減をいかに緩



めるか。農泊推進事業等計画した事業は全て必ず実行して欲しい。

佐藤事務局長 いかに町を残

し、町民の満足度を上げるか？観光まちづくりが成功する



ように様々な方に参画してもらいたい。町内外にしっかり情報発信しトータルで観光推進の方向性を考え、それに則った目標を提示したい。

堀理事 コロナで見直された



ものがたくさんある。テレワークなど環境が変化し矢掛に定住する人が増えるよう賑わい創出はポイントになる。

山縣理事 コロナ禍で未来に



ついてイメージが変わった。地方にとってはマイナスではないかもしれない。矢掛ならではの土産品の開発など産業振興の一つとして期待する。

繁森副理事長 矢掛の知名度

を上げるためマスコミにも働き掛けなくてはいけない。

金子理事長 コロナの影響で



飲食・宿泊施設は苦勞している。ワーケーションなど生活形態が変わる中、賑わい創出観光振興で移住者が増えるのであれば行政とも協力し、DMOとして推進して行く。

土田議長 DMOが何を目指



しているのかこういつた機会で理解しながら今後とも意見交換の場を作りたいと思う。

土田議長 DMOが何を目指



しているのかこういつた機会で理解しながら今後とも意見交換の場を作りたいと思う。

〈おわり〉

議 会 日 誌

- 【10月】19日 広報広聴常任委員会
- 20日 西部衛生施設組合議会行政視察
- 29日 総務文教常任委員会
- 産業福祉常任委員会
- 30日 広報広聴常任委員会
- 【11月】10日 議会全員協議会
- 12日 笠岡市・矢掛町中学校組合議会
- 西部衛生施設組合議会
- 18日 議会運営委員会
- 20日 議会全員協議会
- 25日 矢掛町議会第4回臨時会
- 広報広聴常任委員会
- 27日 議会全員協議会
- 【12月】2日 矢掛町議会第4回定例会【議案提案説明】
- 3日 同 上 【一般質問(7人)】
- 4日 同 上 【採決・付託】
- 7日 総務文教常任委員会 【付託審議】
- 8日 予算決算常任委員会 【付託審議】
- 10日 矢掛町議会第4回定例会【委員長報告・採決】
- 議会全員協議会
- 18日 広報広聴常任委員会
- 22日 広報広聴常任委員会
- 23日 井原地区清掃施設組合議会 定例会
- 井原地区消防組合議会 定例会
- 25日 2市1町首長・正副議長会

私が議員になる前の先輩議員諸氏が「まちづくり」について幾度も審議されてきたものの一つに「重要伝統的建造物群保存地区」があります。

現在に生きる私たちは過去を主体的に捉えることなしに将来への展望をたてるのは難しいと思います。

矢掛町は江戸時代に栄えた宿場町で参勤交代した大名たちの歴史も残る貴重な

議員閑話 こころ音



矢掛町議会
議員
田中輝夫

『次世代に伝える町並み』

町並みです。その風情を後世に伝えるため「重要伝統的建造物群保存地区」に申請し、この度正式に文部科学省から選定されました。

訪と思える人々たちを見かけることが多くあります。コロナ禍の状況でも感染予防対策を行い、観光に来てくれているのは嬉しく思いました。

『まちづくり』は単発的なイベントや活動等に留まらず世代を超えて引き継がれていくものです。選定された後は、それを継続して守っていく施策等が私たちの役割でもあると思っています。



備中神楽伝承育成会 さん



個人や団体を問わず、趣味や文化講座・生涯学習・ボランティアなど様々なジャンルで明るく元気に活動されている“町びと”取材し、豊かな我が町「やかげ」を紹介します。

国の重要無形民俗文化財に指定されている『備中神楽』。備中地方において古くは神事としてまた民俗芸能として根付くこの文化を「次世代につなげていきたい」と指導に当たっている清水賢二郎さん。

平成31年2月にそれまで会を主宰していた師匠から会の引き継ぎを頼まれ、以来神楽太夫を目指す子供たちへの指導に情熱を注いできたとのこと。毎週火曜日に稽古を行い、現在8名の子供たちに他の神楽太夫数名とともに指導を行っています。

稽古は二礼二拍手一拝の作法から始まり「指導は口伝。単に舞やセリフだけでなく、神様の由来や所作の意味を教えることが大事。しかしそれが難しい」と静かに語る表情は何となく大団長のように優しくも厳かな雰囲気だだよものでした。

編集後記

昨年3月22日、岡山県下で新型コロナウイルス感染症が確認されました。その後も全国的な拡大により、緊急事態宣言が発令され、休校や計画されていた諸行事の殆んどが中止や縮小となり、交流人口も減少し憂鬱な時を過ごすこととなりました。終息が見えない今、感染防止対策をした上でのイベントも少しずつ見られるようになりました。しかし空気が乾燥する冬場は、感染率が高いと言われていています。自己防衛をしっかりして、この危機を乗り越えましょう。

議会だよりも創刊から今回で第20号の発刊となりました。今後更に皆様に判り易く、情報が伝わる広報紙作りに取り組めます。(T・Y)